

民事裁判手続のIT化に伴う訴訟費用の範囲の整理

現行の規律を改め、民事訴訟費用等に関する法律（以下「費用法」という。）第2条所定の当事者等又は代理人が期日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料（同条第4号、第5号）並びに訴状その他の申立書等の書類の作成及び提出の費用（同条第6号）については、当事者その他の者が負担すべき民事訴訟の費用の対象としないこととしては、どうか。

（説明）

民事訴訟手続等により当事者等に生じた出費及び損失については、その一切が相手方に対する償還の対象となるものではなく、償還の対象となる費用の範囲及び額は、訴訟等の実施につきごく一般的に必要とされる種類の行為に要した費用で、その行為をするために一般的に必要とされる額に限定すべきと解されており、費用法第2条は、そのような観点から、償還対象となる費用を限定している（そのため、同条各号に掲げられていないものについては、出費した者が自ら負担することとなる。）。

現行法においては、当事者若しくは事件の関係人、その法定代理人若しくは代表者又はこれらに準ずる者が口頭弁論又は審問の期日その他裁判所が定めた期日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料（同条第4号）と、代理人（法定代理人及び特別代理人を除く。）が上記各期日に出頭した場合（当事者等が出頭命令又は呼出しを受けない期日に出頭した場合を除く。）における旅費、日当及び宿泊料（同条第5号）とが償還の対象となる費用として認められているところ、これらの費用が償還の対象とされた根拠は、当事者等又は代理人が所定の期日に出頭することが手続遂行上不可欠である点に求められていた。しかしながら、民事裁判手続のIT化により、口頭弁論の期日についてウェブ会議等の方法により手続に関与することなどが幅広く行われることが見込まれる状況にある。そうすると、当事者等又は代理人が所定の期日に現に出頭することは手続遂行上不可欠とはいえず、当事者等又は代理人の旅費等が、ごく一般的に必要とされる種類の行為に要した費用とはいえなくなると考えられる。

また、現行法においては、訴状その他の申立書、準備書面、書証の写し、訳文等の書類の作成及び提出の費用（同条第6号）が償還の対象となる費用として認められているところ（注）、これらの費用が償還の対象とされた根拠は、これまで、当事者等の訴訟行為が基本的に書面を作成し裁判所に提出する方法によって行わなけれ

ばならないこととされていたことに由来するものであると考えられる。しかしながら、民事裁判手続のIT化により、申立て、準備書面の提出、書証の申出といった基本的な訴訟行為がオンラインにより幅広く行われることになることが見込まれる状況にある。そうすると、訴状等の書類の提出費用は、ごく一般的に必要なとされる種類の行為に要した費用とはいえなくなると考えられる。また、訴状等の作成の費用（用紙代、文書としての体裁を整えるための考案料及び筆記の労力に対する補償を総合した代価）についても、これを独立に償還の対象として認めるべきかについては、制度の利用者にとっての費用対効果を踏まえて検討する必要がある。

以上に述べたように、民事裁判手続のIT化に伴い、訴訟活動やこれに伴う出費及び損失の在り様が大きく変容することを踏まえつつ、訴訟費用確定手続をより一層利用し易く合理的なものとする観点から、当事者等又は代理人が期日に出頭するための旅費等並びに訴状等の作成及び提出の費用については、現行の規律を改め、当事者その他の者が負担すべき民事訴訟の費用の対象としないこととしては、どうか。

（注）訴状等の作成及び提出の費用について、平成15年改正前の費用法においては、書記料（同年改正前の費用法第2条第6号。現行法の訴状等の作成費用に対応する。）と書類の提出費用（同年改正前の費用法第2条第7号）とに分けて規律されており、これらの費用の算出に当たっては、提出された書類の枚数と提出回数を数えた上で費用額を確定しなければならず、非常に煩瑣で手続利用を阻害しているといわれていた。平成15年改正において、これらの費用につき、訴訟費用の回収を容易にする観点から、書記料と書類の提出費用の統合及びその算出方法の簡素化がなされ、現行の規律に至ったという経緯がある。